田中央保健所) …………

1

報

毎週火・金曜日発行

ニック

Ŧi.

ささき内科クリ | 上町二百七十七番地百五十 医療法人智徳会 | 秋田県南秋田郡五城目町字

次

目

ページ

○結核予防法による指定医療機関の指定の辞退 (八一〇·秋

○結核予防法による指定医療機関の指定 (八一一・秋田中央 1

:

○特定非営利活動法人の設立の認証(地域活動支援室)三件…2

○市町村営土地改良事業の施行の同意(仙北地域振興局農林 ○県営土地改良事業の換地処分(仙北地域振興局農林部)……2 ○県営土地改良事業の換地処分(北秋田地域振興局農林部)…2

○秋田県労働委員会委員の任命(雇用労働政策課)…………2 公安委員会告示 2

秋

○警備員指導教育責任者に係る講習会の実施(一七九・生活 安全企 画課) ……………………………………………2

○指定講習機関の指定(一八一・運転免許センター) 3

## 告

示

第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、 の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、 結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五 秋田県告示第八百十号 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項 平成十八十二月八日 告示する。

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称 所 在 地 辞退年月日

## 秋田県告示第八百十一号

の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項 第一項の規定に基づき、告示する。 結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五

平成十八年十二月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

ニックささき内科クリ	名称
鵜ノ木九○番	所
地郡	在
一 五城目町字	地
一月 一月 一日 千八年十	指定年月日

告

五.

公

二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、 次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和

平成十八年十二月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

調達案件の仕様等 ネットワーク共通利用ファイルサーバ更新業務

式

 $(\rightarrow)$ 

調達する役務の名称及び数量

入札に付する事項

 $(\Box)$ 

入札説明書及び仕様書による

 $(\vec{-})$ 履行期間

契約締結の日から平成十九年三月三十一日  $\widehat{\pm}$ まで

(TL) 履行場所

秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎五階情報処

入札に参加する者に必要な資格

 $(\rightarrow)$ 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこ

当該一般競争入札に係る入札説明書の交付を受けているこ

(H)

 $(\Box)$ 

کے

平成十八年十 月三十一日

 $(\equiv)$ これらを誠実に履行した実績があること 同種、同規模以上のファイルサーバ構築業務を受託し、かつ、 過去五年以内に、ネットワーク共通利用ファイルサーバと

契約条項を示す場所等

びに問い合わせ先 契約条項を示す場所、 入札説明書及び仕様書の交付場所並

四二七三) 秋田県学術国際部情報企画課(電話番号〇一八—八六〇-郵便番号〇一〇—八五七二 秋田市山王三丁目 番 号

入札説明書及び仕様書の交付方法

号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年十 二月八日(金)から十二月十三日(水)までの期間、 付する。 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九 、随時交

兀 入札執行の日時及び場所

舎五階 情報化研修室 入札保証金 平成十八年十二月二十二日 (金) 午前十時 秋田県庁第二庁

六 その他

条から第百六十三条までに規定するところによる 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)

第百六十

入札の方法

書に記載すること。 見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 をもって落札価格とするので、入札者は、 未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) 額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金 消費税及び地方消

入札の無効

 $(\equiv)$ 秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

落札者の決定方法

札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。 をした者を落札者とする。ただし、 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札 落札となるべき同価の入

札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。 その他 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、

Ŧi.

Ŧi.

細は、入札説明書による。

とおり設立の認証の申請があったので、 規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次の 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の 公告する。 同条第二項の規定に基づ

平成十八年十二月 八日

申請のあった年月日

秋田県知事

寺

田

典

城

申請に係る特定非営利活動法人の名称 平成十八年十一月二十二日

特定非営利活動法人通所センター男鹿浜辺の里

三 代表者の氏名

主たる事務所の所在地 壁直 良

四

定款に記載された目的 秋田県男鹿市五里合琴川字浜台六十五番地

向上に寄与することを目的とする。 込んでいけるよう支援する事業を行い、 訓練及び共同生活をとおして、社会性を養い、 この法人は、障害者に対して、生産活動の場を提供し、作業 よって、 地域生活に溶け 地域の福祉の

とおり設立の認証の申請があったので、 規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次の 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の 公告する。 同条第二項の規定に基づ

秋

平成十八年十二月

寺 典

秋田県知事 田

城

申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称 平成十八年十一月二十四日

特定非営利活動法人秋田はまなすの会

代表者の氏名

主たる事務所の所在地

四

秋田県秋田市新屋比内町十一番十六号

るため、就労機会の提供及び社会参加の促進に関する事業を行 この法人は、地域に在住する障がい者に対して自立支援を図 定款に記載された目的 社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

> とおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づ 規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次の 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の 公告する。

平成十八年十二月

八日

寺

田

典

城

申請のあった年月日 秋田県知事

平成十八年十一月二十四日

特定非営利活動法人はまなす会ゆうゆう作業所 申請に係る特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

三

佐々木 建 夫

兀 主たる事務所の所在地

定款に記載された目的 秋田県由利本荘市西目町出戸字浜山二百三十二番地

Ŧi.

向上に寄与することを目的とする。 りに関する活動や交流する機会をとおして、 サービスを提供する事業及び地域住民と共に住みよい環境づく 労支援等の機能を充実強化するため障害者自立支援法に基づく この法人は、地域に在住する障害者に対して、自立支援、 社会参加、 福祉の

同法第五十四条第四項の規定に基づき、 四年法律第百九十五号)第八十九条の二第十項において準用する 成基盤整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法 平成十八年十一月三十日県営土地改良事業(浦田地区担い手育 平成十八年十二月八日 公告する。 (昭和二十

秋田県知事 寺 田 典 城

条第四項の規定に基づき、公告する。 九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四 業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百 平成十八年十二月一日県営土地改良事業(八幡地区ほ場整備事

平成十八年十二月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

ので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。 改良事業)の施行について、平成十八年十一月二十九日同意した 第五項の規定において準用する同法第十条第一項の規定により、 大仙市から協議のあった土地改良事業(立石地区県単小規模土地 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二 平成十八年十二月八日

> 七十四号)第十九条の十二の規定により、 秋田県労働委員会委員を、 平成十八年十二月八日 労働組合法 次のとおり任命した。 (昭和二十四年法律第百

寺 田 典

城

のとおり任命した。 第三十七期秋田県労働委員会委員を平成十八年十二月一日次

任期は、労働組合法第十九条の五の規定により、二年とする。

使用者委員	労働者委員	公益委員	委員
田和枝伊藤博、齋藤隆、高い	清水尚子工藤雅志、宇佐美豊、	赤坂薫阿部讓二、古田重明、	氏
高橋庄四郎、三浦潔、吉	米塚一成、阿部康夫、	小西尚志、湊貴美男、	名

## 公 安 委 員 会 告 示

# 秋田県公安委員会告示第179号

を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者 成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条に規定する講習 22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下 業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平 に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2 講習」という。)のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。 第2条の規定に基づき、公示する。

平成18年12月8日

秋田県公安委員会委員長  $\times$ 送 宏

道

講習に係る警備業務の区分

2 実施期間 法第2条第1項第1号に規定する警備業務

ω 秋田市寺内神屋敷3番1号 実施場所

平成19年1月16日 (火) から同月19日 (金) までの4日間

秋田県知事

寺

田

城

- 4
- 受講定員

秋田県青少年交流センター

 $\Xi$ 

30人 (定員に達した場合は、申込みの受付を打ち切る。)

う。)を保有する者 れた警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」とい よる改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付さ 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)に

(1) 受付期間

受講申込手続

(2) 受付場所 9時から午後5時までの間 平成18年12月18日 (月) から同月22日 (金) までの午前

3 提出書類

県内の各警察署

旧資格者証の写し 警備員指導教育責任者講習受講申込書

講習手数料 代理人が提出する場合は、本人からの委任状

(1) 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分 受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。 23,000円

2 (1) 事務所の名称 2 3 2 特定講習を行う事務所の名称及び所在地 住所 代表者の氏名 秋田北部自動車学校 北部自動車興業株式会社 富 樫 正 美 秋田県大館市根下戸新町1番45号

- 事務所の所在地 秋田県大館市根下戸新町1番45号
- 特定講習の種別 道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習(取消処
- 分者講習) 特定講習を開始しようとする年月日
- 指定講習機関の指定年月日 平成18年12月11日

Ü

平成18年12月1日

# 秋田県公安委員会告示第181号

署生活安全課に問い合わせること。

(4) 講習の詳細については、秋田県警察本部生活安全企画課

(電話018-863-1111内線3043、3044) 又は最寄りの警察

習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証

各講習とも、講習終了後、筆記方式の修了考査を行い、講

講習には、筆記用具を持参すること。

明書を交付する。

定により、次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則 (平成2年国家公安委員会規則第1号)第3条の規定に基づき告 道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規

平成18年12月8日

秋田県公安委員会委員長  $\times$ 斑 宏 漸

名称、住所及び代表者の氏名

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)発 行 者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp B-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 和 別 所 株式会社 松 原 印 刷 社 報 原 印 刷 社